

## 東京家庭裁判所本庁及び大阪家庭裁判所本庁における調査結果

現在相続財産管理事件において行われている公告手続の実情を把握するため、最高裁判所事務総局家庭局に対して、下記の調査事項について東京家庭裁判所本庁及び大阪家庭裁判所本庁において調査を実施することを依頼した（調査に当たっては、裁判所書記官から記憶の限りで聴取をするなどの方法をとっても差し支えないとした。）。その結果は、別紙のとおりである。

- 1 相続財産管理事件（民法第952条第1項）について、相続財産管理人の選任がされた後に、相続人としての権利を主張する者が出現したケースの有無（直近1年間分）
- 2 相続人としての権利を主張する者が出現した時期（手続段階）
- 3 相続債権者・受遺者に対する請求申出の公告（第957条第1項）又は相続人搜索の公告（第958条）について、法定の最低期間（2箇月又は6箇月）より1箇月以上長い期間を定めて公告をしたケースの有無（件数）

(別紙)

東京家庭裁判所本庁及び大阪家庭裁判所本庁における調査結果

※ 本調査は、相続財産管理事件を担当している裁判所書記官から記憶の限りで聴取したものである。

1 相続財産管理事件（民法第952条第1項）について、相続財産管理人の選任がされた後に、相続人としての権利を主張する者が出現したケースの有無（直近1年間分）

あり（東京家裁本庁及び大阪家裁本庁）

2 相続人としての権利を主張する者が出現した時期（手続段階）

ア ①相続財産管理人の選任の公告（第952条第2項）の後、

②相続債権者・受遺者に対する請求申出の公告（第957条第1項）の前  
2件（東京家裁本庁1件，大阪家裁本庁1件）

イ ②相続債権者・受遺者に対する請求申出の公告（第957条第1項）の後、

③相続人搜索の公告（第958条）の前  
3件（東京家裁本庁1件，大阪家裁本庁2件）

ウ ③相続人搜索の公告（第958条）の後、公告期間満了の前

2件（東京家裁本庁1件，大阪家裁本庁1件）

エ ③相続人搜索の公告（第958条）の公告期間満了の後

0件

オ アからエのうち、手続のどの段階か、記憶にない。

1件（大阪家裁本庁1件）

3 相続債権者・受遺者に対する請求申出の公告（第957条第1項）又は相続人搜索の公告（第958条）について、法定の最低期間（2箇月又は6箇月）より1箇月以上長い期間を定めて公告をしたケースの有無（件数）

あり（相続人搜索の公告について多数件）（東京家裁本庁）

なし（大阪家裁本庁）

- ※ 東京家裁本庁では、相続人搜索の公告を行う際に、法定の最低期間（6箇月）を確保するために依頼日から7箇月を経過した日の属する月の末日を催告期間満了日とする運用を行っていることから、その結果として、6箇月より1箇月以上長い期間を定めて公告することになる事案がある。それ以外の理由で法定の公告期間より1箇月以上長い期間を定めて公告したケースはない。

以 上